

令和8年第1回三島町議会3月定例会会議録

招集年月日 令和8年2月8日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和8年3月12日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	鈴木 庄蔵
教育長	山口 浩	地域政策課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	町民課長	菅家 直人
会計管理者	星 保弘	生涯学習課長	舟木 孝治
総務課総務係長	北 舘 亮	総務課財政係長	青木 武彦

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 義幸
--------	--------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎議案第17号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第1、議案第17号、令和8年度三島町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

説明は終わっております。審議の方法といたしまして、歳入と歳出とに分けて質疑をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、歳入と歳出に分けて質疑をすることに決しました。

まず、予算書事項別明細書の24ページまでを質疑の対象といたします。

それでは、歳入の質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、吉垣絵梨子議員。

○5番 7番、吉垣絵梨子議員です。

14ページ使用料を及び手数料を商工使用料から多目的活動施設使用料がなくなりました。これは桐の里クラブ休止に伴うものですが、今回この予算編成において、桐の里クラブ閉鎖はこれまで利用してきた人にとって大きな影響があり、この決定に納得できないとの声がありますので、質問させていただきます。今回閉鎖とした理由は源泉の湯量減少につき解消するとなると大幅な工事費がかかるとのことでしたが、今回原因調査をしたりですか工事費の見積もりを取ったりなど休止を決定するにあたり、どのような過程を経たのか教えてください。また、今年度は予算計上がなされていませんが、今後町としてどのような対応をしていくのか、完全な閉鎖を考え、今後条例廃止等も検討しているのか、再開や活用の方向性もあるのか教えてください。

○議長 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長 ただいまの質問につきまして、桐の里クラブ、多目的活動施設の桐の湯のことでございますが、まず、今回、湯量がなかなか出なくなってしまったというのが大きな原因で、過去にも今年度におきましても何回か温泉を臨時休業をしたり、場合によっては、お湯を補給したりというような、作業をしているということもありまして、次年度につきまして、源泉のポンプについての見積もりは、まだ、いただけないんですが、相当なお金がかかるっていうのはもうこちらの方でも分かってますので、とりあえず休止という形の判断をさせていただいて、次年度予算計上をしていません。なおあくまでも廃止ではなくて休止でございます。今後、実際この建物について、調査をしなければいけないということもありますので、そういった観点から、休止という形を判断させていただきました。なお、利用者につきまして、確かに、ご迷惑をかけるかなというふうに思っておりますけれども、我々としては、近隣にふるさと荘があったり、またひだまりの温泉施設もありますので、そういったところで、配慮できるだろうということで、今回休止させてい

ただいて、今後、調査をしなければいけないという形で、判断した次第でございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 この施設が本当にこう利用されてきた方々にとってこうどれだけこう日常的に利用されてきたということですか、また他の施設ももちろん近隣にあるのも、皆さんそれは承知の上ですけども、やはりあそこを利用してきた理由っていうのもありますし、本当にあそこが一つのコミュニティの場でもあった。また、移住者にとっても多く利用されている方々がいて、移住施策においてもあそこは一つ町の魅力としてこう見られていた部分もあったと思います。またお盆ゴールデンウィークなどの連休中のことを考えますと、多くの方が本当に帰省客であるとか、観光のお客さんまた特別町民の方も利用されていましたし、近隣の固定のお客さんっていうふうのもいらっしゃったと思います。そういったこの現状の利用状況の把握ですとか、町民の実際の声っていうのをこう聞き取ることなく、今回、状況が状況なので仕方ない部分もあったのかもしれませんが、事前にやっぱりそういった説明っていうのをすべきだったのかなっていうふうにもう思います。本当にこの施設っていうのは観光施設であったと同時に、町民福祉の場であったっていうことを、ご理解いただきたいなというふうには私は考えています。今後例えば、もちろんそういったこの工事の見積もりであるとか、そういったところを考えると町が温泉施設を維持管理していくっていうことも大変なことだと思いますが、町民の方、先日町長も町民の方と一緒に提案が欲しい、議員や町民の方からの提案が欲しいっていうお話もありましたけれども、やっぱり町民の方と一緒に考えていく場っていうのも考えていただきたいなと思うんですけれども、今後そういった場丁寧な説明含めてあの設けていただくことを町長いかがお考えですか。

○議長 町長。

○町長 今の課長が廃止じゃなくて中止だというようなことです。吉垣議員がお勤めになってというようなことだと思うんです。だから、ある面では、あそこは、中止するのは大変だというふうには、先ほどお話をしながら、ただ、あそこの温泉の源泉がふるさと荘のそばにあって、もう出ないんですよ。一番分かっていると思いますけども、そして何人ぐらい入るっていうのも、だいたい吉垣さんはある面では、議員という立場もありますけども、そういうことも、聞いてくれるというようなことで、考えておりますので、今回は予算の流れを見て、今年は中止したということで、来年からはどなたかちょっと分からないんですけども、なるべくならば、人数が多いということになれば、やはり再開というところでもう考えることが必要かなと思いますけども、今年1年は一応中止してたからということでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員

○7番 今年1年の休止ってことはもちろん承知しているんですけども、今後、例えば財政的に今のような形で、毎日とか、週6日間営業するのが難しいのであれば、営業日を短縮するであるとか、例えばあそこは他の施設に比べれば今、利用料金が安く設定されていますので、そういうところを見直すであるとか、そういったことをこういった可能性っていうのももしかしてあるのかなと思うので、それはこう町民の皆さんのご意見であるとか、そういったところも踏まえて、今後判断していただきたいと思います。以上です。

○議長 町長

○町長 吉垣議員の方からは、議員になってからスクラップアンドビルドということで、廃止するときは廃止する。新しいものを作るというような人でも手伝うのかなと私は聞いていたんです。でもやはり哲学だけではうまくいかないし、やっぱりスクラップする場合のやはりこうお金とかなんかもう相当やっぱり1億円ちょっとぐらいかかるんですね。だから大変になるので、一応、今年は中止というようなことで、本当に課長とは話してんですけど、働いてる人にはご迷惑をかけになったというようなことでではご迷惑っていうか、ご迷惑をかけると、利用者にもご迷惑をかけるというようなことで考えておりますんで、とりあえず先ほど申しましたように、ふるさと荘であったり、あるいは桐の湯。こちらは対岸に、温泉施設があるというようなことでございますんで、当分の間、それにそれを活用していただきたいというふうに、考えております以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二議員。

○8番 確認したいことがありまして、19ページの社会教育費の補助金、地域学校共同活動事業ですよね。これ説明でゆめぽけっとっていうような説明があったと思うんですけど、この事業の内容について、人件費であるのであれば、人件費、まあその他何かに使うのであれば、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 生涯学習課長

○生涯学習課長 ただいま。ご質問にありました19ページ、教育費県補助金の社会教育費補助金、地域学校共同活動事業の補助金の内容ということでありましたが、ご説明をさせていただいたとおり、まずは放課後児童クラブゆめぽけっとの運営に係る費用ということで、人件費であったり、物件費などが該当になります。続いて桐の子対事業、おばあちゃん味の味、田んぼの学校など、様々な事業が補助対象となっております。以上です。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 それでは、歳入の質疑を終わり、歳出の質疑に入ります。

予算書事項別明細書の25ページから最後までを質疑の対象といたします。

それでは、質疑ありませんか。5番、河越昭利議員。

○5番 予算書で行くと57ページ一番下になります。美坂高原での使用目的としているトラクターの備品購入、これについてお聞きしたいと思います。町長にお聞きしたいと思います。こちらの公用車の更新ということなんですけどもまあ、私何度も申し上げてる建設計画にはこれ今まで上がってきておりませんでした。これがなぜ、急に、購入に至ったのか建設計画にはこう今までも町営バスの更新ですとか、ゴミ収集車の更新、同じ公用車であれば、見て上がってきてたと思うんですが、突然上がってきて、今回購入に至った、その経緯、判断した優先順位などを町長の方からお聞かせ願いたいです。

○議長 町長

○町長 細かいことなので担当の方から説明させます。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 トラクターの購入についてでございます。備品として、先に購入して対応すべき課題であることというのについては十分認識しております。今回、しっかり検討

しながら、次年度のトラクター購入につきましては、歳時記の里補助金という活用を予定しているものでございます。この補助制度は文化人材育成、観光経済循環などの主要目的が設定されているほか、奥会津7町村で補助枠を配分する仕組みとなっておりまして、予め5年先までの補助計画が組まれている補助事業でございます。現在使用しているトラクターにつきましては、導入からもう三十年以上経過しております。老朽化が進んでいることで、これまでも更新の機会や手段を検討してきたことでありますけれども、今回メーカーなどからも安全面での懸念が今年度指摘をされてしまったということから、今回このようなタイミングで予算計上に至っているものでございます。なお、この補助枠についてですが、今年次年度令和8年の補助枠にですね、今回空きが生じているということが判明しまして、急遽この補助回答する市町村の要望がありまして、これに合わせてうちの方が申請をしまして、なんとか内諾をいただいているということに基づいて、今回購入に至ったという経緯でございます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。7番　吉垣絵梨子議員

○7番　そうしましたら、えっと78ページ給与明細書給与明細表ですね。今年度職員数が2名増加となっているが、これは新採用と産休育休明けの職員が増加となることで間違いなにかっていう、まず確認が一つと、職員の採用等については、三島町職員定員管理計画に基づいて行われており、その目標によると正規職員総数は令和8年は46名となっており、1名今少ない状況となると思います。今回の予算編成においては、人件費には手をつけていないということでしたが経常経費という点において、人件費が占める割合は多く、財政状況が悪化した理由についても人勤による人件費の増加という理由が上がっていました。今年度の人勤がもしあった場合への対応ですとか今後人件費や定員管理について町長はどのようにお考えか教えてください。

○議長　町長

○町長　人件費が一番大事なお金が、ただ今年は、切るもの切るっていうのはなるべくあの不必要なものは、とりあえず切るしかないだろうというようなことで、ただ全体としてはその代わり教育委員会の方にあるいは福祉の方に相当お金が入ってるわけです。それを、比べればそんなにはあの今回の予算の差異はない。前回と比べると差がないいうふうにあの考えております。やはりやはり私、透明性とか公平に、やはりこう、私の基本は透明性とか公平性でとにかく、順番とかき決めれば、課長たちが決めればその通り、ある程度やる。ただ、お金がなければこう、何とか落として、また来年に、ローリングするというようなあ、仕組みをずっと作ってあるもんで、それに対してなになにすっからこれなんとかって私は課長たちに聞いてもらえればわかるが、そんな不公平なことはしない。透明性と公平性を考えながら、今回の人件費はまあ、後でおそらく。生活工芸伝承性の家賃のことを思う。おそらくご質問にあると思ってるんです。そうしますと、見直しにこつ見直しをしたというようなことで生活面に影響を生じる可能性があることを十分認識している。

○議長　町長、質問されてることとちょっと違う。今、質問されているのは、人員が産休ともう一人のこと。副町長

○副町長　8年度予算上で2名増という内容でございますが、保育所の保育士が1名減の状態で、それから一般職が1名減という状態から、それを通常に戻すということでの2名

その増員でございます。定員管理計画を策定した後ですね、定員を減少させるということは人件費の抑制につながるということでございますが、いわゆる定員を減らすということは、事務事業の見直しですね、町民サービスになるかもしれませんが、そういった事業の縮小、そういうことも必要になってくるということでございます。人員を減らす分ですね。さらにA Iとか、そういった庁内の情報化そういうところで、人件費を削減するということもございますが、実際に人を減らすということについては、やはり町民サービスを減少させるというようなことも必要になってくるということでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員

○7番 今のお話ですと、事業が減って町民サービスが減ってくれば定員も減ってくるっていうお考えもあるっていうことの理解でよろしいでしょうか。

○議長 副町長

○副町長 平成18年問題の時に財政危機ございました。その時に定員管理計画されまして、37名という定員でという計画を作りました。そのためには、今現在の事務事業を減らしていくということで、町民の方にもご負担いただきますというような計画の下で定員削減行ったところでございますが、その後ですね、やはりその国の地方創生政策によりまして交付税が9億まで減ったものが、今現在人口は減ってますけど、どんどん増えているということで、地方でできることは地方でということで、地方に財源が流れてきていたということもあってですね。町としましては、そういった費用を活用して、町民サービスの向上に努めてきたところでございますが、今後の財政の見通しを申しますと、やはり国としては人口が減ったからといって、急激に国の交付税等々を減らすということはないという今の見通しでございますので、そういった点を含めましてですね、なんとか事業を削減しながらも、住民サービスの維持に努めていきたいということで、今後人権費の抑制ということについても取り組んでいきたいということでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。8番 五十嵐健二議員

○8番 63ページの消防費ですか。その中に自主防災組織の設立っていう謳ってるわけなんですけれども、これ設立にかかる経費を町の方でねん出するっていうふうな予算だと思えますけれども、町として自主防災組織を立ち上げるためにどのような今後、目標を持って進めていくのか。今実際に、ニュースとでやっておってわかると思えますけれども、災害の規模が非常に大きくなっているということもあります。やはり自分の地域は自分で守るんだっていうような形で、進めていかないと、今消防団員の数も少なくなっておりますので、どのような形で今後これを進めていくのか、その辺のところちょっとお伺いしたいと思います。そして予算も今、50万円という予算ですけれども、これもやはり、準備にかかる予算というふうに受け取ってよろしいのかどうか、その辺のところちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 副町長

○副町長 自主防災組織の設立につきまして、今年度計画しているところでございまして、50万円というものはその設備にかかる費用ということで、見込んでおります。なお、詳細につきましては、総務係長の方から答弁させます。

○議長 総務係長

○総務係長　ただいまのご質問にお答えいたします。県の補助事業で、自主防災組織設立の補助金が、創設されております。それを活用しまして、県より上限で25万円で、町で上限で25万円上乗せしまして、50万円の補助金の予算としております。これを活用しまして、例えば、自主防災組織に向けた話し合いの場、それに関する費用、その組織で、必要とする様々な資機材、例えばヘルメットですとか、そういったものも補助の対象になり得ます。そういったことで、町としても、その間に入って自主防災組織の設立を支援していきたいとそういうふうと考えております。以上です。

○議長　そのほか質疑ありませんか。7番　吉垣絵梨子議員

○7番　34ページ総務費、総務管理費、生活工芸振興費、使用料及び賃借料について質問させていただきます。今回伝承生に対する伝承生住居借り上げ料が削減されました。この件については一般質問でも少し触れさせていただきましたがこの住居手当がなくなることは、場合によっては生活に直結する問題でもあるかと思っております。削減理由につきましては、他の会計年度との差をなくすためということでしたが、来年度からのアカデミー生は協力隊として入ってくることになり、その協力隊となったアカデミー伝承生に対しては、住居手当が当てられると思います。そうしますと、結局で同じ伝承生内の中にも住居手当がある人となない人がいる感がある。結局、ほかの工芸館にいる人たちもそうですし、こちらの町内で働いてらっしゃる一般の会計年度の方とも結局住居手当っていうことにおいて、移住者とそうでない方との差が出てくると思います。その整合性についてどのようにお考えなのか、また、今回この変更内容については生活工芸村構想の変更によって事業の内容が大きく、来年以降変わる。制度自体が4年から2年間になるっていうことと、また、仕事の内容っていうのも変わってくるということについての説明が1月末に行われて今後どうするかというのをこう2月中旬までにお返事が欲しいってような経緯があったかと思えます。この内容はとてもこう大きな変更ですしそのような短期間で決められるものではないと思うので、例えば来年度は据え置き、その間に十分な説明協議をするなど、そういった対応は考えられなかったのか教えてください。

○議長　地域政策課長

○地域政策課長　今回の生活工芸伝承生の家賃補助の見直しにつきましては、生活面に影響が生じる可能性があることは十分認識しております。今回の見直しにつきましては、生活工芸アカデミー全体の制度内容をやはりもう一度見つめ直さないといけない。これははっきり言いますと、財政的な問題というのが非常に大きく、全て自主財源で行っていたものですので、この事業をこのままだと、この事業がなくなってしまうということもあるので、今回、令和8年度から生活工芸アカデミーにつきましては、地域おこし協力隊事業を活用することによって事業を継続できるだろうという形で、今回、生活工芸アカデミー事業についての大幅な見直しを行った次第であります。その中で、今回伝承生については今まで4年というものがございましたけども、4年間の内容よりは、この地域おこし協力隊事業も含めての活動、地域おこし協力隊の事業の3年間、この3年間という縛りの中で行うことが逆にですね、今後のそのアカデミーの伝承生がここで定着していくことについてもう少し真摯に活動に取り組むことですとか、またはいろんな面での作業工程とかそういったものもより集中していただきいけるだろうという判断で、今年度令和8年度そうい

った事業の見直しを行った次第でございます。今回その伝承生の3万円というのは、今の伝承生の設置要項に書いてありまして、空き家に入居する場合は上限3万円とした、とにかく家賃については全額補助するという形で書いておりますけれども、今ほど議員からもご説明があったとおり、今回、伝承生のその家賃補充については、会計年度任用職員の規定によりますと、家賃補助は出ておりませんので、今回伝承生については、今までもずっと会計年度任用職員の規定に準じて行うことになっておりまして、やはり同じ会計年度任用職員でも、ほかにも移住者した人一般の会計年度任用職員として勤務している方もいますし、そういったことも配慮しまして、会計年度任用職員に準じて均衡性を取った形で、3万円の家賃補助については廃止したということで、行っております。そのような観点から、確かにもう少しゆっくり行うべきではなかったのかなというところは、私も少しえ考えるところはあると思いますけれども、この事業を継続していくためには、今回の大幅な見直しに合わせて行うべきだというふうに判断しまして、今回予算計上したところでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員

○7番 事業の見直してという点については、私自身も必要だったと思っているので、その点は町がそういったことを進めてくださったことによかったと思っているんですけども、今のご質問で、協力隊になった伝承生とのその整合性、会計年度協力隊も枠としては、総務省からの予算があって、財源がそこからあるってということもあって、住居手当が見られている。一応、町としては会計年度の職員として雇用されていると思います。今の協力隊の方も住居の手当てってというのは見ていただいていると思いますし、私自身もかつてそうでしたので、そこも確かに他の会計年度との整合性はどうかんがって言われればその通りかと思うんですけども、そこは町としてはやっぱ移住施策として進めてきた部分があったと思うんです。地域おこし協力隊に関しては、財源が総務省の方から降りてくるものだったかもしれないですが、町としては、移住定住施策として独自に伝承生アカデミー生事業をやってきたってことがあると思います。その部分を町が見るってというのは、施策としてまたそういう判断をされてこれまでやってきたと思います、そこに整合性を今回取るっていうのも理解できるんですけども、結局そこにこうアンバランスな状況が生じているということについては、どのようにこう説明していただけますでしょうか

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 一番の今回の、観点や私としての要点としましては、まず、財源の確保財源をいかに効率よく活用していくかというのが大きなポイントだったのかなというふうに私は感じておりまして、今までそういうふうに予算計上しております。あくまでも地域おこし協力隊は、今ほど議員を御指摘のとおり、全て国の方の交付税を、特別交付税が用いられることによりまして、全て国からの支給されるものであります。住居手当はもちろん国から支給されるもので、伝承生と私は生活工芸の伝承生と地域おこし協力隊のアカデミー生というのは私は基本的には、同じその生活工芸アカデミー事業ですけども、伝承生とアカデミー生っていうのは、やはり要点はちょっと違う行うべきだなっていうふうには思っております。アカデミーは1年間、初めて来られてるんですけども、今までは給与も何も発生しない状況の中で、1年間シェアハウスして活動していただいたという形

もあつたりしてるので、そういった枠組みをつけていましたけれども、8年度はアカデミー生も地域おこし協定隊給与という形で発生することになりますので、その中に今度かかる光熱費とかそういうのも今度は自分たちで出していただく形に、切り替えております。そういった意味では、やはりここで定住できるかできないかということを、やっぱり自ら感じ取っていただけるということを考慮する形で、私は伝承生とアカデミー事業の相違は少しあってもしょうがないかなというふうに思って今回制度を変えました。

○議長 5番 河越昭利議員

○5番 予算書の31ページですね。会計年度任用職員のことについてお聞きしたいと思えます。こちらは情報発信の強化ということで、新しく採用になる職員のことなんですが、情報発信専門員ということで、お知らせ版の方にも募集が今出ております。この給与の金額に対してなんですけども、他の会計年度の職員と比べて、非常に高い給与が発生しております。ずっと見たところ、今年度は32人ですかね、会計年の職員おられると思うんですがまあ、国家資格を持っている方よりも、非常に高い給料が発生している。ここについて、こういった基準、近隣町村でも比べて、この金額が設定されたかということをまずお聞きしたいです。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 今回の会計年度任用職員につきましては情報発信専門員という形で、今回、規則の内容を改正して行うものでございます。今回この情報発信業務につきましては、みしまテレビ今まで委託事業で行っておりましたが、みしまテレビの委託事業を廃止しまして、直営という形での会計年度任用という形で切り替えて行うものでございます。ただ、みしまテレビ、ご存知かと思えますけども、放送しているものにつきましての編集業務はとても多忙っていうかですね、業務が非常に大変だということもありまして、普通の我々の基本で持っている会計年度の単価では、到底業務率が合わないだろうということを想定してまして、今回この単価につきましては、厚生労働省の労働基準表という厚生労働省が出している資料がございまして、この資料の情報発信または編集業務というものに対しての年齢基準の平均月額給与をえ参考にしまして、これに合わせた単価でえ計上したという形でございます。

○議長 他に質疑ありませんか。吉垣絵梨子議員

○7番 議員の皆様、私は議案第17号を令和8年度三島町一般会計予算について修正動機を提出いたします。本修正動議は34ページ総務費、総務管理費、生活工芸振興費使用料及び賃借料に伝承性住居借上料216万円を計上し、76ページの予算予備費を同額削減するものです。

○議長 ただいま、吉垣絵梨子議員より令和8年度一般会計予算の修正度に提出のため、休憩の申し出がございました。休憩することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。それでは議員の皆さんは議員控え室にお集まりください。

○議長 再開いたします。先ほど休憩という言葉を申し上げましたが、休議でありました。大変申し訳ありませんでした。お諮りをいたします。休憩を取りたいと思えますが、ご異

議ございませんか。

(異議なし)

○議長 では、異議なしと認めます。

よって、11時5分まで休憩いたします。(午前10時58分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午前11時05分)

本案に対しては、吉垣絵梨子議員ほか一人から、お手元に配りました修正動議が提出されています。この動議は地方自治法第135条の3及び三島町議会会議規則第16条の規定により、賛成者がありますので成立されました。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。吉垣絵梨子 議員

○7番 私は議案第17号令和8年度三島町一般会計予算について修正案を提出いたします。先ほど町長からもありましたが、私自身これまで財政危機、事業の見直しを訴えてきた立場であり、今回増額補正することについて矛盾しているのではないかと、また、行政は断腸の思いで予算を削減したのだから、その意向を踏まえるべきではないのか等のご意見もあるかもしれませんが、そのことは十分承知しております。町の財政を健全化させていくこと、引き続き事業の見直しの重要性を訴える立場に変わりはありませんが、行政として当初の約束を守ることはもっと大事であり、私が今回納得できないのはその進め方と削減内容が私と町とでは考えが違うからです。一般質問でも申しましたが、行政には激変緩和という視点が重要だと思います。今回、激変とならないよう必要な措置を講じられることなく、あまりに唐突な事業予算削減により、町民生活に影響が出るにもかかわらず、事前に十分な時間をかけて関係者や町民の方に説明され、協議されることなく予算編成がなされました。これまで保証されてきた伝承生に対する住居補助がなくなることに對して、私自身、移住者の立場から、また、かつて町の会計年度職員として移住定住支援員をしてきた立場から、今回増額修正案を提出します。今回伝承生の住居手当が廃止された大きな理由は、他の会計年度職員との差の解消ということでしたが、協力隊制度となった伝承生の住居補助が賄われることに對して矛盾が生じ、そのことに對して私は町からの説明で十分に納得できませんでした。何より、アカデミー伝承生事業は町が重点事業、移住施策の一つとして力を入れて推進してきたものであり、他の会計年度との差があるのは町の施策としてしかるべきものだったと思います。これまで私自身も移住者が優遇されつつ、結果出ていってしまう現実も見てきましたし、様々な町民の方から、このことに對する不満の声も聞いてきたので、定住者に対する配慮が必要であり、そういった点を踏まえて、新しい振興計画でも移住者と定住した双方の立場に寄り添った施策の強化といった文言が入り、定住者への配慮が盛り込まれるようになったと理解しています。アカデミー伝承生事業の見直しが行われたことで、期間がこれまでの4年間から2年間となり、また現在作成中のカリキュラムによると、美坂高原の山葡萄植栽地の草刈業務が夏場の大半の業務となり、編み組の技術習得の時間は大幅に減るとのことです。アカデミー伝承生事業の見直しについては、私自身も必要と考え、この点については今後協議していきたいと思いますが、このような内容の変更と住宅補助がなくなることに對しては、当事者にとってはとても大きな内容ですし、十分に説明し、考える時間があつてしかるべきだったと思います。アカデミー伝承生にな

るにあたっての思いや意気込みなどはもちろんそれぞれだと思いますが、私自身も移住者だったので、移住するにあたり、多かれ少なかれ決意したり、覚悟を決めた部分があり、不安とともに夢や希望を抱いて三島町へ来たと思います。そういう移住者に対して、私は当初約束した内容は守るべきだと思いますし、もし見直し変更していくのであれば、十分な時間をかけて説明協議しながら進めるべきだったのではないのでしょうか。このような唐突な進め方は、町の施策できてくれた移住者に対して配慮に欠ける対応であり、町として移住定住者ともに町民の街を町民の暮らしを守ることに反するのではないのでしょうか。今回の予算削減にあたっては、業務委託が打ち切られたり、縮小された方もおりそういった方たちへの対応についても、同じように十分に時間をかけて説明され進められてきたのか、合意形成がなされたのか気がかりな部分もありますが、今回伝承生の住宅借上料のみを取り上げたのは、アカデミー伝承生事業が町の重点事業であるからです。来てくれた人たちを大事にできずに、今後も移住定住施策を進めていくことができるのでしょうか。議員の皆様の中にも人口減少対策移住施策を重視している方も多くいらっしゃると思います。どうか議員皆様のご理解とご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

(吉垣議員、予算書修正案を説明)

○議長 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。初めに、原案に賛成者の発言を許します。

6番 大竹克昌議員

○6番 議案第17号平和8年度三島町一般会計予算に対し、原案に賛成し、修正案に反対の立場で討論をいたします。本年度予算案は、第5次振興計画後期計画の初年度として、全事業をゼロベースで見直し、町民生活への影響を最小限に止めつつ、聖域なき歳出削減を断行した結果であります。ここにおられる全職員が一丸となり、どの事業を整理すべきか、苦渋の決断を重ねて導き出した執行部の総合的な結論であると、私は重く受け止めております。修正案が主張する生活工芸アカデミー伝承生の住居支援については個別の政策課題としては理解できます。しかし、これまで町が全額負担してきた慣例は他の会計年度任用職員との比較において、明らかに公平性を書くものでした。手当が支給されない他の職員との均衡を図り、また受益者負担の原則に立ち返る今回の原案は、適正な行政運営に向けた極めて正しい決断だと私は思っております。本予算案の事業の優先順位は町全体の財政のバランスの上に成り立つものだとは私は考えております。不測の事態に備えるべき予備費用安易に削ってまで従前の慣習を維持しようとする修正案には反対し、改革の姿勢を示す原案に賛成いたします。議員各位の賛同を求めます。

○議長 ほかにありませんか。8番 五十嵐健二議員

○8番 私もこの予算に関しては賛成の立場を取らせていただきます。そして修正動議に関しては反対をさせていただきます。理由については、今年度のこの予算につきましては、大変厳しい予算編成でありまして、細かいところまで減額をして、予算編成を組んでおります。それに対しては町も相当の苦労したのではないかなというふうに考えております。この予算に関しましては町民の生活に影響があったり、サービス低下につながるようなことがあっては絶対いけない。そのように考えております。先ほど大竹議員が申し上げたと

おり、予備費もその一環であります。あくまでも予算であります、足りなくなれば予算の方、予備費の方から充当しなければなりません。ですから、予備費もそれなりにその中に取っておかなければならないような状況だと考えております。また先ほど言われますように伝承生制度、この制度で住居手当が出ていることに関しましては、これも先ほど大竹議員申し上げましたとおり、それと地域政策課長の方からも説明がありましたが、もともとは会計年度任用職員に住居手当は出ておりません。それを特別に伝承生の方に取り上げてきたわけですが、これも伝承生の皆さんにも考えていただきたいのは、今この伝承生制度を利用して、結局自分の仕事をしてここに残っている方もおられます。ですから、そういったことも真剣になって考えていく時間だと私は考えております。ですから、今回のこの財源に関しましては、住居手当を減額するっていうことは、伝承生にとってはそれは大きな問題かもしれませんが、町にとっては今財源の厳しいおりでございます。ですから、その辺のところも加味しながら考えていただきたいと思いますので、今回の予算に関しては、私はこのままでいいのかと考えておりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長 他にありませんか。なければ次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(討論なし)

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。5番 河越昭利議員

○5番 私は修正案に対して賛成、原案のままでは反対この立場で討論をさせていただきます。先ほど修正案に対しての説明がありましたが、私も同じ考えです。アカデミー制度の見直しがされ、来年度からは地域おこし協力体制度に移行するとありましたが、その件については、私は何も問題があるとは考えておりません。町はこれまで移住定住の政策都市の政策の重点事業として、アカデミー事業を推進してきました。これまでのアカデミー伝承生制度を利用して三島町に來られた方々は、まあ、最長で5年間の雇用や住居の確保が保障されているそのことを条件として応募されてきております。その方々に対しては、その募集をされた時のその条件、これをしっかり守っていただきたい。これが私の考えです。全国で多くの自治体が、移住政策に取り組まれており、その中で様々な、課題やトラブルがあることも事実です。今回の活動内容の変更や、住宅補助の打ち切りが大きなトラブルに発展する可能性、これも私は心配しております。そのトラブルが他の自治体のように、SNSやニュースで取り上げられれば、それは今後の三島町の移住政策にとって大きなマイナスになると考えております。私はずっと伝承生の住宅補助を続けてほしいと思っているわけではありません。しかし、現在、伝承生として町に残っている方は、しっかりと募集した時の条件を守っていただきたい。移住された方々は相当の覚悟を持って町へいらっしゃっています。町も重点事業として受け入れ、これを行っているのであれば、覚悟を持って、しっかりとその条件守っていただきたい。以上の理由から、私は修正案に賛成いたします。

○議長 他にありませんか。討論を終わります。これより採決に入ります。議案第十七号 三島町一般会計予算修正案の採決を行います。この採決は、起立により行います。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成2、反対5)

○議長 起立少数であります。よって、議案第十七号に対する修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成 5、反対 2)

○議長 起立多数であります。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第 2、議案第18号、令和 8 年度三島町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。8 番 五十嵐健二議員

○8 番 課長の方にもお話ししたんですけど、その答弁がちょっとまだ分からないので、質問させていただきます。一般会計の方から、繰出されている金額、民生費の方から繰出しが2,059千円、そして、児童措置の方から、繰り出されているのが294千円。これ合計が2,353千円なわけなんですところが、特会の方を見ますと、一般会計の繰入金、2,355千円となっているわけです。これ一般会計の方からの繰り出しと特会の方の繰り入れの金額が違ってるわけなんですけれども、その辺はどのようにしてるのか説明を求めます。

○議長 町民課長

○町民課長 五十嵐議員のご質問でございますが、議員ご指摘の通り、一般会計の繰り出しに対して、国保特別会計の繰り入れが、2000円ほど多い状態でございます。こちらに関しては、原則、整合性を図るべきものと考えておりますが、その確認を失念しておりました。申し訳ございません。しかしながら、その処理自体に、問題がないものと認識しております。こちらは県の方にも、今確認しておりますので、その内容が分かり次第、議員の皆様にもご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 五十嵐健二議員

○8 番 ちょっとよろしいですか。今の説明ですと、県の方に確認しているということなんですけれども、えっとそれはこの議会中には間に合わないってことですか。

○議長 町民課長

○町民課長 県の方の回答がまだいただけておりませんので、わかり次第、議員の方にはご報告させていただきたいと思っております。

○議長 五十嵐健二議員

○8 番 県の方の回答が出ない限り、私の方でも質問しにくい内容なんですけれども、ただ、予算編成であります。やっぱ決算の時にになれば、よその予算も動くわけなんですけれども、予算編成の段階で繰入金と繰出金が違うっていうのは、これは予算の段階ではおかしいのかなっていうふうに考えるわけです。常識的に、繰り入れと繰り出しが特に繰入金の方が多いなんていうのはちょっとおかしくないのかなというふうに普通は考えるわけなんですけれども、その辺のところは町民課長としておかしいと思っははなかったわけですかこれ。多分チェックはしてると思うんですけども、こういうふうな状況で出てきたということは、それが間違いないという形で出てきたのかなと思うんですけども、そういった形で、その金額が合わないことに関して、町民課長はどのように考えておられるわけです

か。

○議長 町民課長

○町民課長 先ほど答弁させていただきましたが、大変申し訳ございません。ここの確認を失念しておりました。確かにこう2000円のがありますので私なりに、いろいろこう調べたところ、そういう事態には特に問題がないというふうに、私の調べた中では確認ができておるのですが、なお県の方にも確認しまして、確実なところを議員の皆様にはご報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第17号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第19号、令和8年度三島町路線バス事業特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第19号、令和8年度三島町路線バス事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第4、議案第20号、令和8年度三島町介護保険特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第20号、令和7年度三島町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第5、議案第21号、令和8年度三島町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第21号、令和8年度三島町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第6、議案第22号、令和8年度三島町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。7番、吉垣絵梨子議員。

○7番 今年度、桧原簡易水道の舗装本復旧工事は見送られ、来年度以降になっていると思います。この件について地区の説明ですとか同意などが十分得ていると考えてよろしいでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 水道につきまして、夏にですね、説明会等実施しております。その際にいわゆる給水管をご家庭とかにですね、繋がなきゃならないですという話しました。その際に、舗装につきましては、ちょっと1年以上、来年以降にやらせていただく。遅れますというような話はさせていただきました。

○議長 ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第22号、令和8年度三島町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第7、議案第23号、令和8年度三島町下水道事業会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第23号、令和8年度三島町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第8、継続審査の申出についてを議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局朗読)

○議長 お諮りいたします。

ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎閉会

以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和8年第1回三島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時33分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三 島 町 議 会 議 長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員